

## メーリングリストへのアドレス登録案内

《はじめに》

- ☆ **利用規約に同意いただいた上で**、呉市福祉保健課に、事業所メールアドレスの新規登録・変更・削除の旨を書面で届け出てください。

《具体的な届出方法》

次のとおりです。

届出事例	届出の際の必要書類
メールアドレスの新規登録を行う場合 (届出期限) 新規指定事業所：指定月の前々月の末日 既存事業所：毎月 15 日	メールアドレス登録届 (利用規約付)
メールアドレスの変更を行う場合 (届出期限：変更後 10 日以内)	メールアドレス変更届
メールアドレスの削除を行う場合 (届出期限：削除予定日の 1 月前)	メールアドレス削除届

《アドレスの登録・削除に当たっての注意事項》

- ※ 新規登録・削除に係る届出の際は、本市のホームページに掲載された「アドレス既登録事業所一覧」を確認した上で届け出てください。
- ※ 次の事業所はメーリングリストのメール配信対象でないため、メーリングリストにアドレスを登録することはできません。
  - ・ 呉市外に所在する介護サービス事業所
- ※ 一旦メーリングリストにアドレスを登録した場合、既に登録されたアドレスを追加でリストに登録することはできません。
- ※ 同一建物内で複数のサービスを運営し、かつそれらの全サービスで1つのアドレスを共有している事業所については、当該アドレスを削除すると今後メール配信サービスが受けられなくなります。
- ※ アドレス登録完了のお知らせは、本市からのメール配信をもって代えることとします。

(お問い合わせ先)

〒737-8501 呉市中央四丁目1番6号  
呉市福祉保健部福祉保健課 指導監査室  
TEL : 0823-25-3132